

訴 状

昭和60年1月25日

東京地方裁判所 御 中

原告訴訟代理人弁護士 五 箇 権 兵 衛

〒179-0072 東京都練馬区光が丘8丁目5番地16

原 告 上 杉 信 悟

〒179-0072 東京都練馬区光が丘8丁目5番地16

原 告 上 杉 晴 子

〒104-0061

東京都中央区銀座原宿六本木バギー・トップにヒップボーンビル1階

さくらんぼ法律事務所（送達場所）

原告兩名訴訟代理人弁護士 五 箇 権 兵 衛

電 話 03-§§§§-9819

FAX 03-§§§§-9740

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内7丁目2番地3

被 告 武 田 信 虎

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内7丁目4番地2

被 告 天目山運送株式会社

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金4億8914万0298円

ちょう用印紙額 金158万円

第1 請求の趣旨

- 1 被告らは、原告上杉信悟に対し、連帯して、金2億4457万0149円及びこれに対する昭和59年7月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告らは、原告上杉晴子に対し、連帯して、金2億4457万0149円及びこれに対する昭和59年7月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

- 1 原告両名は、夫婦である。
- 2 原告両名の実の息子である訴外上杉和也(以下、「訴外和也」という)は、以下の交通事故(以下、「本件事故」という)に遭い、死亡するに至った。
 - (1) 日時 昭和59年7月12日午後零時28分頃
 - (2) 場所 東京都練馬区練馬6丁目38番5号先路上
(以下、「本件事故現場」という)
 - (3) 被害者 訴外和也
なお本件事故当時訴外和也は歩行していた。
 - (4) 加害車両(練馬199お4649)
運転者 被告武田信虎(以下、「被告武田」という)
 - (5) 事故態様
ア 本件事故現場は、都道439号線(いわゆる千川通り。以下、「千

川通り」という) 上である。

イ 千川通りは、本件事故現場付近においては片側 2 車線となっている。また、両車線とも歩道側に幅 2 メートル程度の路肩がある。

ウ 被告武田は、前記加害車両を運転して、千川通りを東進していた。走行していた車線は、片側 2 車線のうち歩道寄りの車線である。

エ 本件事故現場付近においては、路肩に駐車されている車両(以下、「本件駐車車両」という)が 2 台あった。両車両は前後に 2 メートル程度の間隔をあけて駐車されていた。

オ 被告は加害車両を運転して本件事故現場付近にさしかかり、そのまま走行していた車線を進んで本件駐車車両の右側を通り過ぎようとした。この時同車両は時速 70 キロメートル程度の速度が出ていた。

カ すると本件駐車車両の間から、訴外北条嵩(以下、「訴外北条」という。当時 6 歳の男児)が千川通りを横切るような形で飛び出してきた。

キ なお 2 台ある本件駐車車両の間にはちょうどガードレールの切れ目がある。その前には「甲陽軍鑑」という洋品店があり、訴外北条は同店内で買い物をしている両親を待って店の前の歩道で遊んでいたようであるが、なぜ千川通りに飛び出したかは不明である。

ク 同じころ本件事故現場付近の歩道を歩いて通りかかった訴外和也は、訴外北条が千川通りに飛び出すのを目撃し、同人を守るために自身も千川通りに飛び出した。

ケ その結果加害車両左前部のライト付近と、訴外和也の右肩付近が衝突した。

コ 上記衝突により前方に吹き飛ばされた訴外和也は背中を路上に打ち付け、その場で動かなくなった。

サ 本件事故の目撃者が119番通報を行い、出動した救急車によって訴外和也は中村総合病院まで運ばれたが、治療の甲斐もなく同日午後2時38分頃に出血性ショックにより死亡した。

3 責任原因

- (1) 本件は四輪車と歩行者の事故である。加害車両は5トントラックという大型の車両であり、本件事故当時コンテナに積荷をほぼ満載にしている状態だったため、歩行者に衝突すれば大きな衝撃を与えることは被告武田も十分認識していた。
- (2) 本件事故現場のように、歩道がある道路において、路肩に駐車している駐車車両の横を通り過ぎる際には、歩道にいる、あるいは当該同駐車車両に乗降する歩行者が車道に飛び出してくる危険性が存在する。この危険性の存在は、自動車学校や警察署等でも盛んに注意喚起されているところであり、一般の経験則であるといえる。すなわち、上記のように車道に飛び出す歩行者の存在は被告武田も予見した（そうでなくとも予見できた）といえ、この予見（可能性）に基づいて、被告武田は、本件駐車車両の横を通り過ぎる際に、歩道を含めた四囲の状況を注視し、適切にハンドル・ブレーキ操作を行って歩行者との衝突を回避する義務を負っていたといえる。
- (3) 被告武田には上記の義務を懈怠して、本件駐車車両の横を漫然奏功した過失があり、本件事故の全面的な過失責任を負うものである。

4 被告天目山運送株式会社の責任

(1) 運行供用者責任

ア 被告武田は、被告天目山運送株式会社（以下、「被告天目山運送」という）に雇用された従業員であり、同社の業務として、加害車両を運転して目的地まで積荷を運んでいたものである。

イ すなわち被告天目山運送は加害車両の運行供用者であり、その運

行によって訴外和也の生命を侵害したものであるため、自動車損害賠償保障法3条に基づき、本件事故によって訴外和也及び原告らが負った損害を賠償する責任を負う。

(2) 使用者責任

よしんばそうでないとしても、上記の事実関係からすると、被告天目山運送の被用者である被告武田が、同社の事業の執行について訴外和也及び原告らに損害を与えたものであるため、被告天目山運送は民法715条1項の使用者責任に基づいて、これを賠償する責に任ぜられる。

5 損害

(1) 前述の通り訴外和也は本件事故により死亡した。

(2) 訴外和也の死亡慰謝料

訴外和也は、本件事故の当日に開催されていた全国高等学校野球選手権大会（いわゆる甲子園）の東東京予選に参加するために、千川通りを歩行していたものである。

訴外和也は私立明青学園高等部（以下、明青学園という）の野球部に所属し、1年生ながらエースピッチャーにして3番打者であり、同部になくってはならない存在だった。同部も当時の東東京予選を順調に勝ち抜いており、甲子園出場が囑望されていたほか、訴外和也個人もその後の野球人生が大きく期待される逸材であった。

また訴外和也は、幼馴染で隣近所に住んでいた訴外浅倉南に対しても「甲子園出場が決まったら婚約を申し込む」と述べており、並々ならぬ決意で東東京予選に臨んでいた（なお結局訴外和也は本件事故に遭ったために当日開催されていた試合に出場できず、同試合で明青学園は敗れて、甲子園への道を閉ざされている）。

このように前途に満ちた人生を16歳の若さで閉ざされた訴外和也

の精神的苦痛は筆舌に尽くし難く、その死亡慰謝料は、3000万円を下らない。

(3) 遺族固有の慰謝料

上記のように自慢の息子の命を突如奪われた原告両名の精神的苦痛も大きく、その慰謝料は各200万円を下らない。

(4) 死亡逸失利益

以下の計算式で求められる。男性の学歴計の平均賃金に、対応するライプニッツ係数と、1から男性の生活費控除率(0.5)を引いた数を乗じるものである。

$$\begin{aligned} & 5296万8000円 \times (1 - 0.5) \times 16.4796 \\ & = 4億3644万5726円 \end{aligned}$$

(5) 葬儀費用

相当額として150万円を請求する。

(6) 弁護士費用

上記(1)乃至(5)の合計額、4億7194万5726円の1割として、4719万4572円となる。

(7) 自賠償保険

原告両名には今まで自動車損害賠償責任保険に基づき合計3000万円が支払われている。これを差し引くと、

(8) 総計

4億8914万0298円である。

6 原告両名による相続

訴外和也には死亡当時配偶者も子もいなかったため、両親である原告両名が上記の損害賠償請求権を2分の1ずつ相続した。

7 結語

よって、原告兩名は、いずれも、被告らに対し、連帯して、金2億4457万0149円及びこれに対する昭和59年7月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うことを求めるものである。

証 拠 方 法

- | | | |
|---|-------|---------|
| 1 | 甲第1号証 | 交通事故証明書 |
| 2 | 甲第2号証 | 死亡診断書 |
| 3 | 甲第3号証 | 実況見分調書 |

添 付 書 類

- | | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 2通 |
| 2 | 甲号証写 | 各3通 |
| 3 | 証拠説明書 | 3通 |
| 4 | 委任状 | 1通 |

以 上